北田辺交番だより　12月号

東住吉警察署　TEL　06-6697-1234

北田辺交番管内で「タバコのポイ捨て」が発生しています！

単なるマナー違反ではなく犯罪にあたるかもしれません



・軽犯罪法（第1条第27号）　～　拘留または科料
・廃棄物処理法（第16条・第25条）　～　5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の 罰金
・道路交通法（第76条第4項第5号・第120条）　～　5万円以下の罰金
・大阪市路上喫煙の防止に関する条例　～　1,000円の過料



タバコのポイ捨てが原因で火災が発生すると、重過失失火罪（刑法第117条の2）などの重い罪にあてはまる可能性があります
※3年以下の拘禁刑または150万円以下の罰金

不審者に注意！

痴漢、わいせつ事案などが発生しています！

府下では仕事等を終えて夜間帰宅途中に
道路上で被害にあうケースが多く発生しています
犯人は後方など死角から近づいてきます



被害にあわないために

・少し遠回りでも、なるべく人通りの多い、明るい道を選びましょう
・周囲の状況に注意を向け、近くに不審者がいないかをよく確認するようにしましょう
・スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながらの「ながら歩き」はやめましょう
・見知らぬ人に声をかけられたら、むやみに近づかず、相手の手がすぐには届かない程度の距離を開けて対応しましょう
・防犯ブザーをいつでも活用できるようにしておきましょう

12月10日～16日は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

- 拉致問題解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

回覧														